

令和3年度JEES・ソフトバンクAI人材育成奨学金
(ソフトバンクAI人材育成スカラーシップ)
募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、ソフトバンク株式会社(代表取締役社長執行役員兼CEO宮内 謙 氏)のご支援により、「JEES・ソフトバンクAI人材育成奨学金(ソフトバンクAI人材育成スカラーシップ)」(以下「本奨学金」という。)の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

AIが全ての産業でより幅広く活用され、各産業の在り方を変えていく時代を見据えて、今後の産業の発展を担う「AI人材」の育成に貢献することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者であるソフトバンク株式会社(以下「寄付者」という。)は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念のもと、モバイル事業やインターネット事業を行っている。また、AIの基盤技術研究やその他の学術領域との融合による新たな学術分野の創出、さまざまな社会課題・産業課題へのAIの活用推進を目的とした「Beyond AI 研究推進機構」を設立し、共同研究を開始している。本奨学金を通じて、AI人材の育成に寄与するため、AI分野を学修・研究する学生を経済的に支援すると共に、その次の世代がAIに興味を持ち、その道を志す契機となることを願い、資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和3年4月に、本協会が指定する日本国内の大学(以下「大学」という。)の修士(博士前期)課程、専門職学位課程又は一貫制博士課程1年次に正規生として在籍予定の者。
- (2) 日本国籍を有する者、日本への永住を許可されている者、又は私費外国人留学生(日本に在留中の在留資格は「留学」であること)。
- (3) 応募時点で人工知能(AI)分野(情報工学、情報科学、統計学等)の学修・研究に取り組んでおり、令和3年4月以降も同分野の学修・研究に取り組む者。
- (4) 修学の目的又は計画が明確で、支援の効果が期待できる者。
- (5) 品行方正で、学業成績が優秀な者。
- (6) 令和3年4月に在籍予定の大学の長の推薦を受けることができる者。
- (7) 日本語で面接を受けることができる者。
- (8) 社会人学生(休職中を含む)でない者。
- (9) 令和3年9月30日時点で28歳未満の者。

4 採用人数

最大100名

5 支給内容

| | |
|-------|---------------------------|
| 月額奨学金 | 80,000円 |
| 一時金 | 40,000円 (一時金は令和3年7月に支給する) |

6 支給期間

令和3年4月から令和4年3月まで。

ただし、特段の理由により令和3年5月以降に渡日する場合は、渡日月から令和4年3月までとする。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。
- (3) 8の(1)及び(3)は、郵送するとともに、Excelデータをix@jees.or.jpにメールで送付するものとする。(手書きは受け付けない。メールで送付するファイルの写真、署名及び捺印欄は空欄でよい。)

8 応募・推薦書類

- (1) 願書(様式1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
 - (2) 応募者の写真(直近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) 1葉
 - (3) 推薦書(様式2。推薦理由は、指導教官等が記入すること。) 1通
 - (4) 学業成績証明書(提出できる最新のもので、大学又は高等専門学校在籍期間中に取得した成績がすべて記載されているもの。) 1通
- ※(3)、(4)について、日本語以外で記載されたものは和訳を添付すること。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和3年1月8日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受下しない。また、提出書類は一切返却しない。

大学受付期限: 令和2年11月27日(金) 必着

郵送の場合はレターパック等追跡可能な方法で郵送して

「入構届」を提出していたらラフで、窓口でも受付いたします。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。必要に応じて面接(令和3年2月中に指定場所、又はオンラインを予定)を実施し、選考結果は令和3年3月中を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 受給者は、学籍に変更があった場合、所定の様式により、大学を通じて遅滞なく届け出ること。
- (3) 受給者は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- (4) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会へ報告すること。
- (5) 受給者は、本協会又は寄付者の要請に応じ、懇親会への参加(令和3年4月末予定)、インターンシップ(令和3年7月から9月までの間に実施予定)への応募及びアンケートへの回答をすること。

※インターンシップ参加については応募後、別途選考がある(令和3年5月から7月までの間に予定)。

※インターンシップは有給となるため、外国籍の者は必要に応じて資格外活動許可を令和3年7月末までに取得すること。

学内選考通過者のみ
後日提出

13 本奨学金支給の休止又は終了及び決定取消

- (1) 受給者が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、休止又は終了する。
- (4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (5) 渡航制限解除後、受給者本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金受給決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨通知すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 本奨学金は他の併給を認める奨学金の受給を妨げない。
- (4) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席または休学の扱いとならなければ、支給を継続する。

15 個人情報の取扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金奨学生を選考するため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金懇親会・インターンシップ・イベント・アンケート等を実施するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に受給者本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。

以上

